

「文芸入間」第49号 作品募集要項

1 趣旨

市民の交流の場として「文芸入間」を刊行し、文芸活動に対する意識の高揚を図る。

2 応募資格

- ◎ 一般の部・・・入間市内に在住・在勤・在学(大学、専門学校)されている方。市内の地区公民館や集会所等で活動している方。
- ◎ 高校生の部・・・入間市内に在住・在学の高校生。
※高校生個人での応募は取り扱いません。必ず学校単位で教職員がとりまとめの上、ご応募ください。

3 募集作品

① 一般の部・・・所定の原稿用紙(23字×22行=506字)使用。ペンネーム可。

(1) 下記の中から1作品応募できます。

- | | |
|--------|------------------|
| ◎ 随筆 A | :4枚~6枚 |
| ◎ 随筆 B | :3枚 |
| ◎ 小説 | :3枚~10枚 |
| ◎ 童話 | :3枚~6枚 |
| ◎ 詩 | :1編 (題名含め 39行以内) |

(2) 下記の中から1作品応募できます。

- | | |
|------|-------|
| ◎ 短歌 | :5首以内 |
| ◎ 俳句 | :5句以内 |
| ◎ 川柳 | :5句以内 |

② 高校生の部・・・所定の原稿用紙(23字×22行=506字)使用。ペンネーム可。

(1) 下記の中から1作品応募できます。

- | | |
|------|-----------------|
| ◎ 詩 | :1編 (題名含め17行以内) |
| ◎ 短歌 | :5首以内 |
| ◎ 俳句 | :5句以内 |
| ◎ 川柳 | :5句以内 |

4 募集期間 **令和8年6月11日(木)から8月31日(月)まで《厳守》**

※郵送の場合は8月31日(月)消印有効とします。

5 応募先 入間市教育委員会社会教育課

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1

応募用紙は、入間市教育委員会社会教育課・地区公民館・各図書館にて配布します。また、入間市ホームページからもダウンロードが可能です(右のQRコードからアクセス)。



6 諸注意

- (1) 応募作品は、オリジナル作品で新作未発表(発行するまで他で発表しない)のものとし、連載・連作は失格とします。
- (2) 作品は、所定の枚数、点数をお守りいただき、「文芸入間」作品応募の留意点を必ずお読みください。
- (3) 応募作品は、「文芸入間第49号作品応募用紙」に楷書で記入し、清書(黒インクのペン書き)したものを提出してください。鉛筆書きのコピー可。×消せるボールペン不可。パソコン等の使用も可。パソコン等を使用する場合は応募用紙と同形式で作成し、A4横、文字大きめ(12ポイント以上)で印刷したものを提出してください。
【パソコン等での文字数・行数設定値】縦書き 23字×22行=506字
- (4) 俳句・短歌の仮名遣いは、新旧いずれかに統一してください。
- (5) 表やグラフは使わず、文章のみで構成してください。
- (6) 上記の5項目の事項に適合されない作品は掲載できません。

7 選考

- (1) 応募作品は、入間市教育委員会が依頼する編集委員による選考の上、掲載します。
- (2) 選考結果は、文芸入間第49号の発行をもって代えさせていただきます。掲載・不掲載の理由にはお答えはできません。
- (3) 掲載作品については、誤字脱字、不適切な表現、事実誤認がある場合などに、作者の意図を尊重しつつ補筆・訂正をさせていただく場合がございます。また、仮名遣いや字体の統一、形式や文体の整理・統一、添削等をする場合がございますが、事前に応募者へは通知いたしませんのでご了承ください。

8 その他

- (1) 応募作品は返却しません(必要な方は予めコピーをおとりください)。
- (2) 掲載作品は、市立図書館において点訳及び録音図書し、視覚に障がいがある方の利用に供することがあります。
- (3) エフエム茶笛等で作品を朗読する場合があります。
- (4) いるま生涯学習フェスティバル等で作品を発表する場合があります。
- (5) 掲載作品は、市公式HPで掲載する場合があります。
- (6) 文芸入間は、令和8年3月発行分の第48号より、有料頒布(500円)となりました。なお、掲載者へは1冊を無償謹呈いたします。
※在庫がある場合に限り、第47号までは無料頒布を行う予定です。

| |
|--|
| 問い合わせ 入間市教育委員会社会教育課生涯学習・社会教育・公民館担当 電話 04-2964-1111(内線)4131-4132 Eメールアドレス ir815000@city.iruma.lg.jp |
|--|